

税務ワンポイント

個人事業廃止後、ゆとりある生活を応援する制度です。節税対策としても効果がある以下の2つをご案内します。詳細は事務局にお問い合わせください。

節税対策について

◎小規模企業共済

掛金を積み立て、廃業や退職に備える制度で、「経営者の退職金制度」といえます。
掛金全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
掛金月額は1,000円～70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選べます。

◎国民年金基金（年齢制限等あります）

国民年金加入者が国民年金とセットで加入し、税金の優遇を受けながら掛金を積み立て、厚生年金並みの年金を終身受取る公的な年金です。
掛金全額が「社会保険料控除」の対象で、所得税・住民税ともに軽減されます。